

与那国町 (避難実施要領の概要)

※本資料は、島外避難の検討等に係る意見交換時に案出した一例であり、特定の事態を想定したものではありません。

避難誘導の方法（全般的方針）

- 県の避難の方針に基づき、町は、全住民及び滞在者等について、別に定める日時から避難を開始し、県等と調整し確保した民間の航空機をもって、**全住民が、概ね1日で、島外（九州）に避難**する。
- 住民の負担を考慮し、移動時間が短い**航空機を可能な限り活用する方針**とする。
船舶は、航空機による避難が困難な**要配慮者及びその支援者**（家族含む）、**ペット同行避難者**などを想定する。
- この際、要配慮者等の避難を優先する。

島内の避難誘導の基本的な考え方（右図参考）

- 与那国島内を祖納集落、久部良集落及び比川集落に分け、各集落からバスを活用して空港に避難
- 空港から遠い、比川集落、久部良集落、祖納集落の順に避難
空港へは、便ごとに比川集落、久部良集落及び祖納集落の組で分けて、順に避難
- 住民は、組単位で一時集合場所に集合後、県の確保した航空機のダイヤに間に合うように空港へ移動
- 社会福祉施設の入所者、在宅の要配慮者は、一般的な住民と同様、県の確保した民間の航空機による避難を基本とする。



地図出典：国土地理院

島外輸送計画

- 県等と調整し確保した航空機の運航ダイヤに基づき、要員を除く全住民が、概ね1日で島外へ避難
- 要員の避難は、関係機関と連携し、住民の避難を確認後実施

島内輸送計画

- 県が確保した航空機の運航ダイヤに合わせて、一時集合場所→空港へは町で確保したバスで輸送
※島内バス会社1社計4台（大型1台（53名席+補助8席）、中型3台（39名席+補助6席、28名席、27名席）合計：161名）
- 一時集合場所までの移動手段は、原則徒歩。町の認めた避難行動要支援者等で、車両で一時集合場所に移動する場合は、町の別途指定する駐車場に駐車。
- 空港周辺道路は、駐車車両や渋滞等による混乱防止や、避難動線の確保を目的に、交通規制を行う。

残留者の確認方法等

- 確認者：（主）組の代表、警察（支援）役場職員等
- 派遣された職員等は、観光客等一時滞在者も、宿泊施設等の協力を得て、残留者の有無を確認する。
- 避難を完了した地区は、必要に応じ警察に要請し、警備を強化する。

避難要領の通知・伝達要領

- 防災行政無線、FAX、町HP、公式SNS、広報車、消防車、テレビ、ラジオ等あらゆる手段を活用し伝達する。
- 伝達系統は、防災計画に準じる。

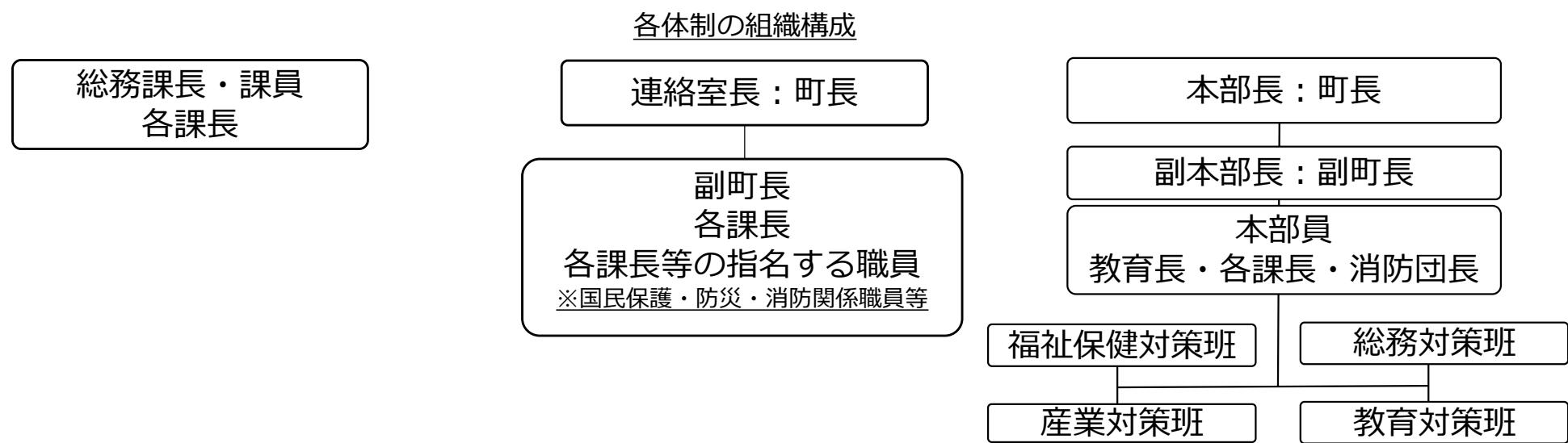
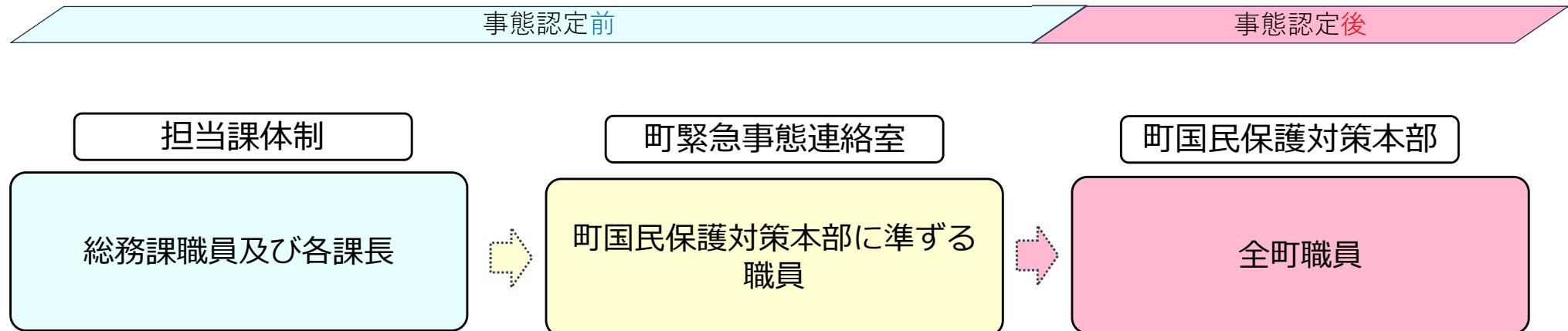
国民保護措置における実施体制について（案）

訓練用

国民保護措置を的確かつ迅速に実施するための平素の業務（与那国町）事態認定前（案）

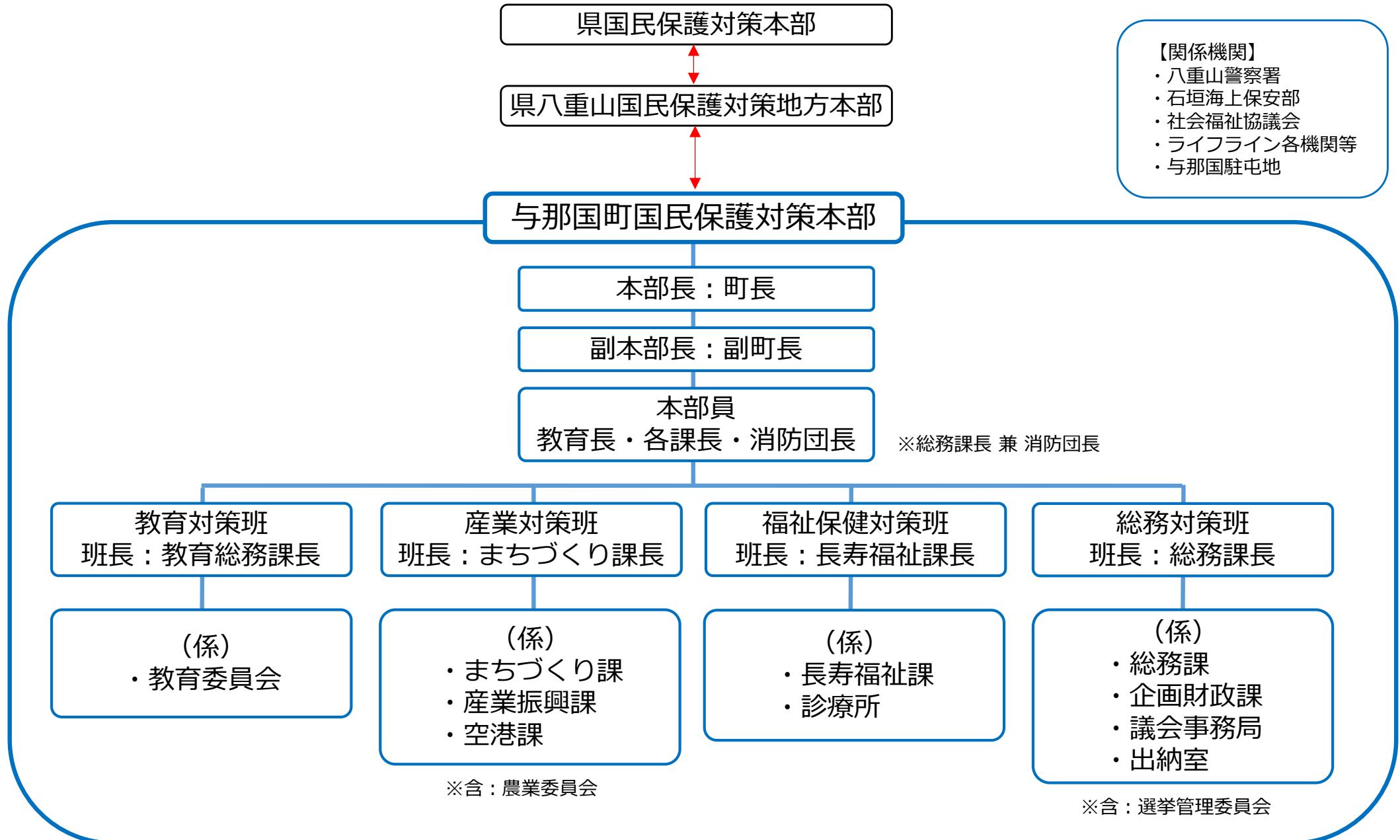
各課等	平素の業務
各課共通	<ul style="list-style-type: none">・関係する機関との連絡調整に関すること・所管する公共施設等の管理に関すること・武力攻撃災害への対処に関すること
総務課 企画財政課 議会事務局 出納室	<ul style="list-style-type: none">・町国民保護協議会の運営に関すること・町国民保護対策本部に関すること・避難実施要領の策定に関すること・物資及び資材の備蓄等に関すること・国民保護措置についての訓練に関すること・安否情報の収集体制の整備に関すること・特殊標章等の交付等に関すること・消防団の充実・活性化に関すること・住民に対する報及び緊急通報の内容の伝達に関すること・商工団体との連絡調整に関すること・観光客への情報提供等に関すること
長寿福祉課 診療所	<ul style="list-style-type: none">・避難施設の運営体制の整備に関すること・住民の避難誘導に関すること・高齢者、障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること・診療所その他医療機関との連絡調整に関すること・医療、医薬品等の供給体制の整備に関すること
まちづくり課 産業振興課 空港課	<ul style="list-style-type: none">・水道水の衛生確保に関すること・道路、空港、港湾、漁港施設などの管理等に関すること・廃棄物処理に関すること
教育委員会	<ul style="list-style-type: none">・幼稚園・学校への情報伝達の体制整備に関すること・幼児児童生徒の避難誘導体制に関すること

国民保護措置の各体制参集基準（与那国町）（案）



※総務課長 兼 消防団長

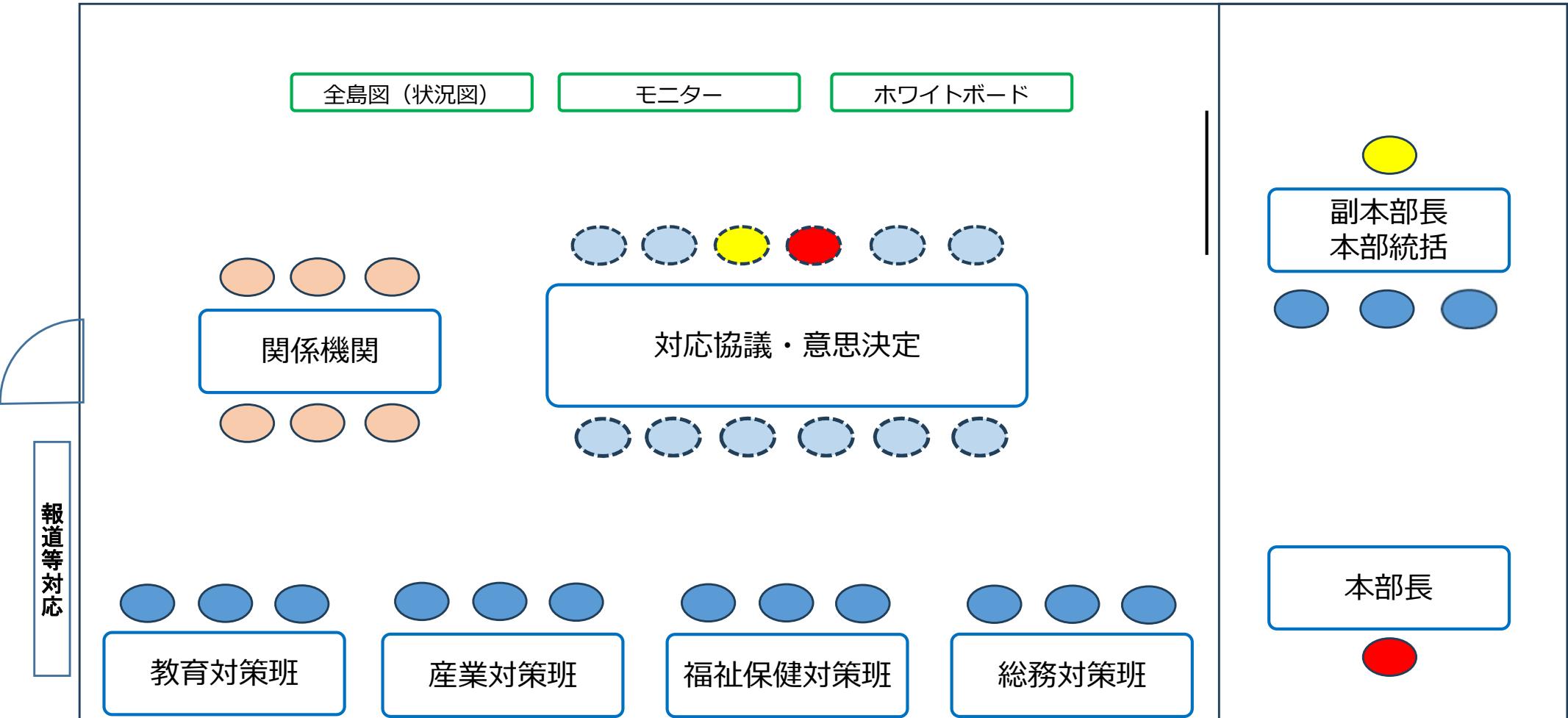
国民保護措置の国民保護対策本部（与那国町） 事態認定後（案）



国民保護措置の与那国町国民保護対策本部 業務所掌 事態認定後（案）

対策班	業務所掌（機能）
総務対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・島民等の島外避難実行に係る全般調整（県・国・避難先自治体との調整）及び島内残留者等に関すること ・全島民避難後の引き継ぎに及び自治体機能移転に関すること ・町対策本部会議の運営に関する事項 ・各班が収集した情報を踏まえた町対策本部長の重要な意思決定に係る補生 ・町対策本部長が決定した方針に基づく各班に対する具体的な指示 ・町が行う国民保護措置に関する調整 ・他の市町村に対する応援の求め、県への緊急消防援助隊の派遣要請及び受入等広域応援に関する事項 ・県を通じた指定行政機関の長等への措置要請、自衛隊の部隊等の派遣要請に関する事項 ・以下の情報に関する国、県、他の市町村等関係機関からの情報収集、整理及び集約 <ul style="list-style-type: none"> ○被災情報 ○避難や救援の実施状況 ○災害への対応状況 ○安否情報 ・町対策本部の活動状況や実施した国民保護措置等の記録 ・通言回線や通信機器の確保 ・被災状況や町対策本部における活動内容の公表、報道機関との連絡調整、記者会見等対外的な広報活動 ・町対策本部員や町対策本部職員のローテーション管理 ・町対策本部員の食料の調達等庶務に関する事項 ・被災者に対する町税等の徴収猶予及び減免に関すること ・特殊標章等の交付に関すること
福祉保健対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・島民等の島外避難時における要配慮者の移動等に関すること（社会福祉協議会及び与那国診療所との連携） ・安否情報に関すること ・高齢者・障害者その他特に配慮を要する者の安全確保及び支援体制の整備に関すること ・食料の配給に関すること ・被服寝具その他生活必需品の給付又は貸付に関すること ・医療・医薬品等の供給に関すること ・感染症に関すること ・義援金・見舞金に関すること
産業対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・島民等の島外避難時における空港・港の管理及び与那国診療所との連携等に関すること ・主要道路、農道、林道の保全対策に関すること ・空港、漁港、港湾施設等の保全対策に関すること ・食料の確保に関すること ・観光客への情報提供等に関すること ・上下水道の維持・管理に関すること ・廃棄物に関すること ・死体収容処理及び埋葬に関すること
教育対策班	<ul style="list-style-type: none"> ・幼児児童生徒の島外避難後の受け入れ自治体との連携等に関すること ・幼児児童生徒の避難に関すること ・各幼稚園、各学校、給食共同調理場との連絡調整に関すること ・避難所の開設及び運営協力に関すること

与那国町国民保護対策本部（本部レイアウト・庁舎応接室）（案）



対策班	電話	FAX	Email
総務対策班	0980-87-2241	0980-87-2079	soumu@town.yonaguni.okinawa.jp
福祉保健対策班	0980-87-3675		cyouju@town.yonaguni.okinawa.jp
産業対策班	0980-87-3577		soumu@town.yonaguni.okinawa.jp
教育対策班	0980-87-2002	0980-87-2074	soumu@town.yonaguni.okinawa.jp

【関係機関】
・八重山警察署 TEL 0980-82-0110 与那国駐在 TEL 0980-87-2152 久部良駐在 TEL 0980-87-2154
・石垣海上保安部 TEL 0980-83-0118
・社会福祉協議会 TEL 0980-87-2471
・与那国診療所 TEL 0980-87-2250 ・与那国駐屯地 TEL 0980-87-3771

※総務対策班、産業対策班及び教育対策班は、事態認定後に対策本部で運用可能な職員に限りがあることからメールアドレスを一本化

島外・島内輸送計画について (一般避難者)

避難者数は、下記の表のとおり。

組長9人が各組の避難誘導の主体となれば、住民の顔や性格等含め熟知しており有効であることから、避難の実施単位は「組」単位とする。また、避難先も理想的には組単位でまとまることが理想と考える。

- 祖納集落 ▶ 東自治公民館 ①東一組、②東二組
 ▶ 西自治公民館 ③西一組、④西二組、⑤西三組
 ▶ 嶋仲自治公民館 ⑥西五組
- 久部良集落 ▶ 久部良自治公民館 ⑦久北組、⑧久南組
- 比川集落 ▶ 比川自治公民館 ⑨比川組

与那国町 地区ごとの人口分布、世帯数等(R7年12月31日時点 出典:町世帯数調査表)

地域等	世帯	人数	地区(公民館)	世帯	人数	避難単位 (組名)	避難単位 組別人口	うち 要配慮者	うち 避難行動 要支援者	うち 行政の支援 が必要な方	うち 一般とは別 のルートでの 避難を要する方	一時避難場所	一時避難 収容人数
祖納集落	554	923	東自治公民館	217	384	東一組	223	74	54	2		与那国中学校 体育館	515
						東二組	161	21	8	1			
						西一組	165	41	15	2	1		
			西自治公民館	238	384	西二組	110	57	24	3			
						西三組	109	45	27	2			
						西五組	155	45	19				
久部良集落	438	673	久部良自治公民館	438	673	久北組	202	47	17			久部良小学校体育館	565
						久南組	471	67	23	1			
比川集落	67	98	比川自治公民館	67	98	比川	98	41	16	1		離島総合センター	397
集落外		5	—		5		5						
入域者	—	68			68		68						
3集落合計	1,059	1,694		1,059	1,694		1,694	438	203	12	1		1,477

島外輸送力の全体イメージ

訓練用

1日最大約240世帯480名の輸送力

- ▶福山海運「フェリーよなくに」が運航
- ▶石垣－与那国間を1日2便、所要約4時間
- ▶定員120名→臨時定員240名（条件付で車両積載スペースも搭乗可とし定員の大幅増）
- ※最大輸送力は今後の調整で増減する。

1日最大約880世帯1,727名の輸送力

- ▶平素は琉球エアーコミューターが運航。定員50名。1日4便（与那国-石垣間1日3便、与那国-那覇間1日1便）
- ▶与那国空港で運航可能な最大機(B738)を1日11便（定員157名）運航し輸送力を最大化（ストレッチャー付6機）
- ▶与那国→福岡を所要時間約130分で運航

1日最大約370世帯740名の輸送力

- ▶壱岐・対馬フェリー（株）の「みかさ」が運航
- ▶石垣－与那国間を1日2便、所要約4時間
- ▶定員185名→臨時定員370名（条件付で車両積載スペース等も搭乗可とし定員の大幅増）
- ※最大輸送力は今後の調整で増減する。



最西端観光保有バス（計：161名）

大型バス1台（53席 補助席8席）

中型バス3台（39名席 補助席6席、28名席、27名席）

町保有バス（計：28名）

小型バス2台（13名乗り、15名乗り）

〈輸送力確保と避難誘導の方針〉

☞島外避難の主力は空路とし、海路は空路による避難が困難な方などのために補完的に活用。

☞船舶が着岸できない場合（目安の波高6m）は、空路のみの輸送となる。（別パターンで整理）

島外輸送計画（航空機）の概要（案）

訓練用

島外輸送力の考え方

- ▶ 与那国空港で運用可能な最大機(B738)を1日11便(6機)確保
 - ▶ 与那国空港→福岡空港(130分)(福岡空港→那覇空港→与那国空港は180分)
 - ▶ 給油は、那覇空港で実施する前提
※通常機(4機):165名
※水上機:115名(2機)

※通常機（4機）：165名

※ストレッチャー付（2機）：157名

島外輸送力

1日あたりの最大輸送力
→ **1,700名以上**

平素の7倍以上の輸送力を確保



最西端觀光保有バス（計：161名）

大型バス1台(53席 補助席8席)

中型バス3台（39名席 補助席6席、28名席、27名席）

町保有バス（計：28名）

小型バス2台（13名乗り、15名乗り）

島内避難誘導の方針

一般的の避難者は、航空機の出発時間に合わせて一時集合場所に集合し、バスで空港に向かう。

☞要配慮者は、必要に応じ関係機関への要請も考慮

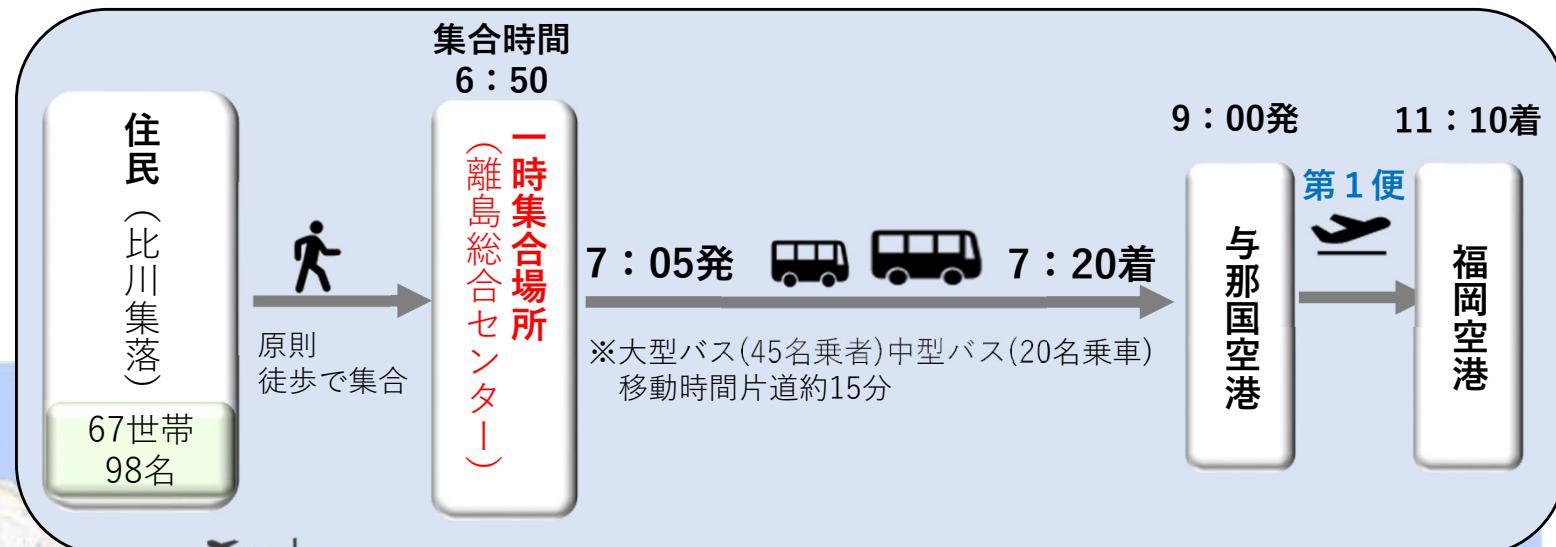
島内輸送計画（比川集落）（案）

訓練用

06:50: 一時集合場所の離島振興総合センターに原則徒歩で集合後
与那国空港へ右のとおりバスで移動
9:00出発の航空機（第1便）で避難



※バスの配車時間等は現在調整中のため、今後変更となる可能性がある。



与那国空港

比川集落
67世帯
98名

島内輸送力

最西端観光保有バス（計：161名）
大型バス 1台（53席 補助席 8席）
中型バス 3台（39名席 補助席 6席、28名席、27名席）

町保有バス（計：28名）
小型バス 2台（13名乗り、15名乗り）
※主に徒歩で集合できない方に対応

島内輸送計画（久部良集落）（案）

訓練用

各組は、一時集合場所に下記の時間までに原則徒歩で集合後、空港へはバスで移動し避難

※中型バス(28名乗者) + 中型バス(27名乗車)
移動時間片道約15分 ⇒ 最大55人移動

※大型バス(61名乗者) + 中型バス(45名乗車)
移動時間片道約15分 ⇒ 最大106人移動

【久部良南】

集合時間	集合場所		与那国空港	福岡空港	便	
9:10	9:25発	⇒	9:40着 11:20発	13:30着	3	中型 × 2
10:20	10:35発	⇒	10:50着 12:30発	14:40着	4	大型 + 中型 × 3
11:30	11:45発	⇒	12:00着 13:40発	15:50着	5	大型 + 中型 × 3

【久部良北】

集合時間	集合場所		与那国空港	福岡空港	便	
8:00	8:15発	⇒	8:30着 10:10発	12:20着	2	大型 + 中型
9:10	9:25発	⇒	9:40着 11:20発	13:30着	3	大型 + 中型

久部良集落
438世帯
673名



最西端観光保有バス（計：161名）
大型バス 1台（53席 補助席 8席）
中型バス 3台（39名席 補助席 6席、28名席、27名席）

町保有バス（計：28名）
小型バス 2台（13名乗り、15名乗り）
※主に徒歩で集合できない方に対応

※バスの配車時間等は現在調整中のため、今後変更となる可能性がある。

久部良南
(306世帯471人)

久部良北
(132世帯202人)

一時集合場所
(久部良小学校体育館)



与那国空港

福岡空港

島内輸送計画（祖納集落）（案）

訓練用

各組は、一時集合場所に下記の時間までに原則徒歩で集合後、空港へはバスで移動し避難



島内・島外輸送計画 航空機運航ダイヤ（案）

訓練用

【残留者を除いた場合】				島内 輸送計画								島外 輸送計画				
	避難者の対象地域等			集合時間	集合場所発	空港着	機体名	機体No.	搭乗人員(名)	搭乗定員(名)	残席	搭乗率(%)	与那国空港機材着	与那国空港発		
	※RAC DHC8-Q400CC機を活用し、避難のオペレーションに必要な要員や機材等を搬送												7:15	7:50		
1	比川	98	入域者	50	6:50	7:05	⇒	7:20	B738	①	148	157	9	95.5	8:20	9:00
2	久部良北	130	入域者	18	8:00	8:15	⇒	8:30	B738	②	148	157	9	94.0	9:30	10:10
3	久部良北	72	久部良南	75	9:10	9:25	⇒	9:40	B738	③	145	157	12	92.2	10:40	11:20
4	久部良南	150			10:20	10:35	⇒	10:50	B738	④	150	157	7	95.5	11:50	12:30
5	久部良南	145	集落外	5	11:30	11:45	⇒	12:00	B738	⑤	150	157	7	95.5	13:00	13:40
6	祖納東一	145			12:40	12:55	⇒	13:10	B738	⑥	145	157	12	92.2	14:10	14:50
7	祖納東一	70	祖納東二	75	13:50	14:05	⇒	14:20	B738	①	145	157	12	92.2	15:40	16:20
8	祖納東二	35	西五	110	15:00	15:15	⇒	15:30	B738	②	145	157	12	92.2	16:50	17:30
9	西五	45	西一	105	16:10	16:25	⇒	16:40	B738	③	150	157	7	95.5	18:00	18:40
10	西一	60	西二	85	18:20	18:35	⇒	18:50	B738	④	145	157	12	92.2	19:10	19:50
11	西二	25	西三	110	18:30	18:45	⇒	19:00	B738	⑤	135	157	22	85.9	20:20	21:00
最終	職員等				19:40	19:55	⇒	20:10	DHC8			50	50	0	21:30	22:10
		973		633							1,606	1,727	121			

検討条件

- ・与那国→福岡の所要時間は130分で仮定、
- ・福岡→与那国を福岡→那覇→与那国と修正し、所要時間を160分から180分に修正
- ・給油は、那覇空港で実施、
- ・与那国空港到着時住民の降客なし
- ・最終3便は残席に余裕を持たせ、避難者の突発的な追加に対応可能な計画とする。
- ・与那国空港のエプロンは、B737-800の同時駐機不可
- ・B737-800を6機使用 (JTAは同型機を14機保有) 通常機4機：搭乗者（最大165名）、ストレッチャー付2機：搭乗者（最大 157名）
- ・与那国空港の保安検査体制：現状1レーンで1時間あたり150人程度の保安検査体制で対応可能
増設レーンは、不測事態対応の為予備的手段として準備
- ・空港内及び空港までの与那国町の避難誘導の体制：職員等の配置で任務付与
- ・避難者の荷物の大きさ、持ち物等に関する周知が必要（リュック1個・日用品）
- ・最終便のオペレーション（ドアクローズ等）：搭乗者は主に空港職員となるため島内残留機関に依頼
- ・門型金属探知機 → 1便目RAC便で輸送依頼
- ・空港運用時間08:00～19:30 → 07:00～22:30に延長可能
- ・PBLパッセンジャーボーディングリフト（与那国・石垣は装備無し）
- ・搭乗時のアシストストレッチャー（与那国空港で装備有）

島内・島外輸送計画 航空機運航ダイヤ（案）

訓練用

① 第1便搭乗者

	避難者の対象地域等				集合時間	集合場所 発	空港 着	機体名	機体 No.	搭乗 人員 (名)	搭乗 定員 (名)	残 席	搭 乗 率 (%)	与那国 空港 機材着	与那国 空港 発		
1	比川	98	入域者	50	6:50	7:05	⇒	7:20	B738	①	148	157	7	94.2	8:20	9:00	

○ 比川集落：98名、入域者：45名 **搭乗者合計：150名**

※ 在宅要配慮者：護送1×1名（比川）家族を含む。

② 第2便搭乗者

	避難者の対象地域等				集合時間	集合場所 発	空港 着	機体名	機体 No.	搭乗 人員 (名)	搭乗 定員 (名)	残 席	搭 乗 率 (%)	与那国 空港 機材着	与那国 空港 発		
2	久部良北	130	入域者	18	8:00	8:15	⇒	8:30	B738	②	148	157	9	94.0	9:30	10:10	

○ 久部良北：130名、入域者：18名

搭乗者合計：148名

③ 第3便搭乗者

	避難者の対象地域等				集合時間	集合場所 発	空港 着	機体名	機体 No.	搭乗 人員 (名)	搭乗 定員 (名)	残 席	搭 乗 率 (%)	与那国 空港 機材着	与那国 空港 発		
3	久部良北	70	久部良南	75	9:10	9:25	⇒	9:40	B738	③	145	157	12	92.2	10:40	11:20	

○ 久部良北：70名、久部良南：75名

搭乗者合計：145名

島内・島外輸送計画 航空機運航ダイヤ (案)

訓練用

④ 第4便搭乗者

	避難者の対象地域等				集合時間	集合場所 発 	空港 着	機体名	機体 No.	搭乗 人員 (名)	搭乗 定員 (名)	残 席	搭 乗 率 (%)	与那国 空港 機材着	与那国 空港 発	
4	久部良南	150			10:20	10:35 ⇒	10:50	B738	④	150	157	7	95.5	11:50	12:30	

○ 久部良南：150名 **搭乗者合計：150名**

※ 独歩1×1名（久部良南）家族を含む。

⑤ 第5便搭乗者

	避難者の対象地域等				集合時間	集合場所 発 	空港 着	機体名	機体 No.	搭乗 人員 (名)	搭乗 定員 (名)	残 席	搭 乗 率 (%)	与那国 空港 機材着	与那国 空港 発	
5	久部良南	145	集落外	5	11:30	11:45 ⇒	12:00	B738	⑤	150	157	7	95.5	13:00	13:40	

○ 久部良南：145名、集落外：5名 **搭乗者合計：150名**

⑥ 第6便搭乗者

	避難者の対象地域等				集合時 間	集合場 所 発 	空港 着	機体名	機体 No.	搭乗 人員 (名)	搭乗 定員 (名)	残 席	搭 乗 率 (%)	与那国 空港 機材着	与那国 空港 発	
6	祖納東一	145			12:40	12:55 ⇒	13:10	B738	⑥	145	157	12	92.36	14:10	14:50	

○ 祖納東一：145名 **搭乗者合計：145名**

島内・島外輸送計画 航空機運航ダイヤ（案）

訓練用

⑦ 第7便搭乗者

	避難者の対象地域等			集合時間	集合場所 発 	空港 着	機体名	機体 No.	搭乗 人員 (名)	搭乗 定員 (名)	残 席	搭 乗 率 (%)	与那国 空港 機材着	与那国 空港 発		
7	祖納東一	70	祖納東二	75	13:50	14:05 ⇒	14:20	B738	⑦	145	157	12	92.2	15:40	16:20	

○ 祖納東一：70名、祖納東二：75名 **搭乗者合計：145名**

※ 独歩1×1名（東一）、家族を含む。

⑧ 第8便搭乗者

	避難者の対象地域等			集合時間	集合場所 発 	空港 着	機体名	機体 No.	搭乗 人員 (名)	搭乗 定員 (名)	残 席	搭 乗 率 (%)	与那国 空港 機材着	与那国 空港 発		
8	祖納東二	35	西五	110	15:00	15:15 ⇒	15:30	B738	①	145	157	12	92.2	16:50	17:30	

○ 祖納東二：35名、西五：110名 **搭乗者合計：145名**

※ 護送1名（西五）家族を含む。

⑨ 第9便搭乗者

	避難者の対象地域等			集合時間	集合場所 発 	空港 着	機体名	機体 No.	搭乗 人員 (名)	搭乗 定員 (名)	残 席	搭 乗 率 (%)	与那国 空港 機材着	与那国 空港 発		
9	西五	45	西一	105	16:10	16:25 ⇒	16:40	B738	②	150	157	7	95.5	18:00	18:40	

○ 祖納西五：45名、祖納西一：105名 **搭乗者合計：150名**

※ 護送1×1名（西一）、担送1×1名（西一）家族を含む。

島内・島外輸送計画 航空機運航ダイヤ (案)

訓練用

⑩ 第10便搭乗者

	避難者の対象地域等			集合時間	集合場所 発 	空港 着	機体名	機体 No.	搭乗 人員 (名)	搭乗 定員 (名)	残 席	搭 乗 率 (%)	与那国 空港 機材着	与那国 空港 発		
10	西一	60	西二	85	18:20	18:35 ⇒	18:50	B738	?	145	157	12	92.2	19:10	19:50	

○ 祖納西一：60名、祖納西二：85名 搭乗者合計：145名
 ※ 護送1×2名（西二）家族を含む。

⑪ 第11便搭乗者

	避難者の対象地域等			集合時間	集合場所 発 	空港 着	機体名	機体 No.	搭乗 人員 (名)	搭乗 定員 (名)	残 席	搭 乗 率 (%)	与那国 空港 機材着	与那国 空港 発		
11	西二	25	西三	110	18:30	18:45 ⇒	19:00	B738	④	125	157	32	79.6	20:20	21:00	

○ 祖納西二：36名、祖納西三：94名 搭乗者合計：125名
 ※ 独歩1×1名（西二）、護送1×1名（西三）家族を含む。

◎最終便搭乗者

	避難者の対象地域等			集合時間	集合場所 発 	空港 着	機体名	機体 No.	搭乗 人員 (名)	搭乗 定員 (名)	残 席	搭 乗 率 (%)	与那国 空港 機材着	与那国 空港 発	
最終	職員等			19:40	19:55 ⇒	20:10	DHC8		0	50	50	0	21:30	22:10	

○ ※ 関係機関等職員最終搭乗者：40名

与那国空港周辺道路の交通規制の全体イメージ

～空港周辺道路の避難動線の確保～

訓練用

- 空港への避難用貸切バスの運行動線等を確保するため、以下のとおり交通規制を実施

(役場の許可を得ていないマイカー避難者が空港周辺に路上駐車し交通障害となることを懸念)

- 避難用バス及び町から許可を受けた住民(要配慮者及びその支援者等)以外の車両は、通行不可

久部良→空港ルート（民宿もすら付近）



祖納→空港ルート（駐在所付近）



3

2



1

久部良→比川経由空港（駐在所付近）

※各規制場所は、ロードコーン等を活用し原則役場職員等による1名体制

※許可を受けていない住民等が来た場合、各一時集合場所を案内

(一時集合場所で、町職員が要配慮者等に対して許可証を配布)

比川→空港ルート（さとや付近）

島外・島内輸送計画について (要配慮者)

在宅要配慮者の避難に係る検討の概要（案）

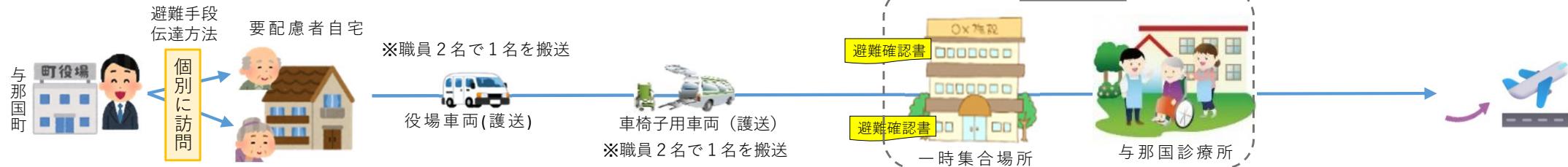
訓練用

- 在宅要配慮者の船舶避難に係る事項について、要配慮者の分類ごとに検討
- 自宅からの移動（搬送手段：車両による移動・乗船）等がポイントとなるため、下表の項目について検討

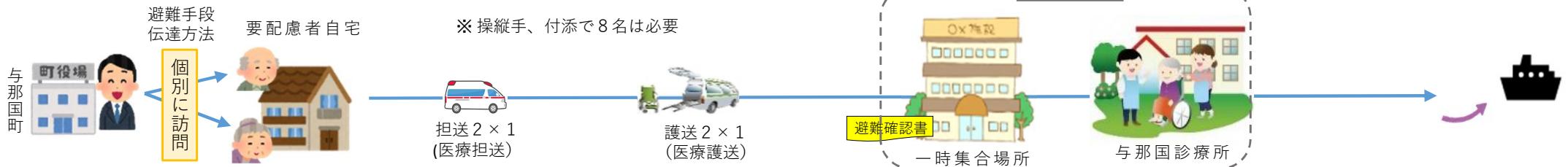
検討項目	与那国町の検討結果	備 考
避難手段の伝達方法	・個別に訪問し本人・家族へ説明を行う（該当者 12名） ・一般住民と同様に航空機での避難とする	担送 1 × 1、護送 1 × 5、護送 2 × 3、独歩 × 3 合計: 12名
自家用車の使用可否	・役場職員の運転する公用車で避難し、 自家用車は使用しない。	（※公用車 = 救急車、社会福祉協議会及び役場車両）
ピックアップ、搬送等のための車両確保	航空機：役場車両、社会福祉協議会を利用 船 舶：救急車、役場車両、社会福祉協議会を利用	航空機：独歩 1 から護送 2 までの 11 名を搬送 船 舶：担送 1 の 1 名を搬送
ピックアップ要員	・避難者の対応に消防団は対応しない ・ 長寿福祉課の要員 で対応可能	航空機：1便に最大 2 名の要配慮者の搭乗を想定 船 舶：要配慮者 1 名を車両により乗船避難
救護所機能の設置場所	・与那国診療所を想定	※ 現在の与那国診療所は医師 1 名の体制であり、診療所の救護所機能のみとする。
避難確認書の交付方法	・一般の避難者と同様に一時集合所で交付	

7.9.11現在

【航空機避難の場合：11名】



【船舶避難の場合：1名】



要配慮者：在宅の要配慮者の状況（7分類）

訓練用

与那国町における在宅要配慮者の状況（令和7年12月31日時点）

R7.12.31更新

区分	要配慮者	避難行動要支援者	行政の支援を要する者	軽								特記事項 (カウント方法) (時点情報)
				独歩1 独歩	独歩2 介護独 歩	護送1 介護護 送	護送2 医療護 送	担送1 介護担 送	担送2 医療担 送	担送3 重担送		
高齢者	342	152	0									
要介護者	23	13	6	3		2	1					介護度、年齢、老老介護、独居状態（吸引・酸素×1）
身体障害者	54	23	6			2	3	1				障害の等級（1・2級）状態（チューブ×1）
知的障害者	4		0									
妊産婦	12	12	0									・基本的に独歩を想定 ・36週以前妊婦は避難行動要支援者として整理 ・36週以降妊婦は、島内には存在なしで整理
指定難病	3	3	0									
合計	438	203	12	3	0	4	4	1	0	0		

【要配慮者の避難】

- 独歩1 × 3名、護送1 × 4名、護送1 × 4名、担送1 × 1名の12名を所属組の7搭乗便で避難

【役場車両】

- 担送担当車両：救急車（車種：ハイエース）
 - 1台（乗車可能人員：ストレッチャー1台、付添 1名）

- 護送担当車両：役場車両（車種：キャラバン）
 - 2台（車いす車両×1、10人乗×1）

- 町避難要領では、要配慮者の避難も航空機での避難としているが、

7分類の考え方で分けると、独歩1、護送2の7名を航空機での避難、護送2、担送1の5名は船舶での避難になる。

与那国町としては、短時間で避難できる航空機での避難で検討したい。

【避難担当】

- 長寿福祉課職員等

※ 役場職員は、送り出し及び空港までの付き添いを担当、航空機及び受け入れ先までは家族又は応援スタッフを依頼

【応援スタッフの規模】

- 要医療担送、担送、要医療護送、護送の付添いで、看護師等病院等スタッフ4名程度の支援が必要

要配慮者：在宅の要配慮者の状況

訓練用

1 在宅の要配慮者の状況

種 別	合計	高齢者	要介護者	身体障害者	知的障害者	精神障害者	指定難病等患者	妊産婦
要配慮者	504	382	49	54	4		3	12
うち避難行動要支援者	223	152	33	23	0		3	12
うち行政の支援を必要とする者	12	0	6	6 (車椅子)	0			

2 在宅の要配慮者 [組別] の状況及び避難

与那国町 地区ごとの人口分布、世帯数等(R7年12月31日時点 出典:町世帯数調査表)

地域等	世帯	人数	地区(公民館)	世帯	人数	避難単位 (組名)	避難単位 組別人口	7分類区分				航空機避難 搭乗便計画	
								うち 要配慮者	うち 避難行動 要支援者	うち 行政の支援 が必要な方	うち 一般とは別 のルートでの 避難を要する方		
祖納集落	554	923	東自治公民館	217	384	東一組	223	74	54	2		護送1、護送2	
						東二組	161	21	8	1		独歩1	
			西自治公民館	238	384	西一組	165	41	15	2		護送2、担送1	
						西二組	110	57	24	3	1	独歩1、護送1×2、	
			鳴仲自治公民館	99	155	西三組	109	45	27	2		護送1、護送1	
						西五組	155	45	19			10便×2、11便	
久部良集落	438	673	久部良自治公民館	438	673	久北組	202	47	17			4便	
比川集落	67	98	比川自治公民館	67	98	久南組	471	67	23	1		独歩1	
集落外		5	—		5							4便	
入域者	—	68			68							1便	
3集落合計	1,059	1,694		1,059	1,694		1,694	438	203	12	1		

3 別ルートでの避難について

与那国町において一般の方とは別ルート(船舶)での避難を要する方についての検討状況

NO	避難単位 (組名)	行政の支援を要する方の カテゴリー(属性) ※複数選択可	一般の方とは別ルート(船舶)での避難を要する理由
1	在宅要配慮者		航空機の短時間の避難を希望しているが、天候・航空機での避難に問題が発生した場合の代替えとして、船舶での避難を考慮しておくべきと思料(福山海運・壱岐対馬フェリー・災害医療支援船等)
2			

代表事例（訓練・検討上の想定）	独歩1B	搬送手段
<p>【独歩1B】⇒ 20代女性、妊婦（32週目・出産予定日2か月前） 世帯状況：配偶者</p>		航空機

■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- 航空機での座席移動時や緊急脱出時に援助が必要。

■ 【想定する経路】

- 各地区(自宅) → 一時集合場所(与那国中学校・久部良中学校・離島振興総合センター) → 与那国空港 → 福岡空港

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- 自宅から一時集合場所(与那国中学校・久部良中学校・離島振興総合センター)は、徒步、自家用車
- 一時集合場所からは、町で確保した大型バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理(島内・島外)】

基本的な考え方

- 原則不要
(必要な場合は同じ便に搭乗する一般避難者(家族含む))



代表事例（訓練・検討上の想定）	独歩1C	搬送手段
<p>【独歩1C】⇒40代女性、在宅、腹膜透析 世帯状況：配偶者</p>		航空機

■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- ・搭乗前に透析を実施
- ・付添者の同伴が必要
- ・避難先での透析スケジュール調整が必要

■ 【想定する経路】

- ・祖納地区(自宅) → 一時集合場所(与那国中学校) → 与那国空港 → 福岡空港



■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・自宅から一時集合場所(与那国中学校)は、徒歩、自家用車
- ・一時集合場所からは、町で確保した大型バス

■ 【搬送時の付添い人員等の整理(島内・島外)】

基本的な考え方

- ・原則不要
(必要な場合は同じ便に搭乗する一般避難者(家族含む))

代表事例（訓練・検討上の想定）	護送1B	搬送手段
<p>【護送1B】⇒70代女性、要介護2、歩行器（レンタル） 世帯状況：介護老人保健施設入所中。配偶者（80代、要介護1、基本的には自立）が自宅在住。 ADL：立ち上がり・歩行については一部介助必要。歩行器を使用して移動。 要介護認定：要介護2（障害高齢者の日常生活自立度：A2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立）</p>	<p>障害等級：なし 疾病情報：大腿骨頸部骨折術後（3ヶ月前）</p>	航空機

■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- ・航空機での座席移動時や緊急脱出時に援助が必要。搭乗標準人数の設定あり
- ・車いすの仕様について搭載可否確認が事前に必要。また、車いす預入手続きにかかる時間を考慮した避難誘導スケジュール調整が必要。

■ 【想定する経路】

- ・福祉施設 → 与那国診療所 → 与那国空港 → 福岡空港



■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・福祉施設 → 与那国診療所 → 与那国空港までの搬送は施設保有福祉車両又は役場車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	付添支援者
在宅 … 家族等または介護関係職	【島内・島外（～1次離島）搬送】 介護・福祉関係職または家族:1名
入所者 … 福祉・介護従事者	
入院患者 … 医師、看護師または医師が認めた者	※島外搬送アセツト内における付添支援者の配置については別途検討

代表事例（訓練・検討上の想定）	護送1C	搬送手段
<p>【護送1C】⇒80代男性、入所、要介護3、認知症、車いす（自走式・個人用） 世帯状況：介護老人保健施設入所中。 ADL：立ち上がり・歩行については一部介助必要。 要介護認定：要介護3（障害高齢者の日常生活自立度：A2、認知症高齢者の日常生活自立度：自立）</p>	<p>障害等級：なし 疾病情報：</p>	航空機

■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- ・航空機での座席移動時や緊急脱出時に援助が必要。搭乗標準人数の設定あり
- ・車いすの仕様について搭載可否確認が事前に必要。また、車いす預入手続きにかかる時間を考慮した避難誘導スケジュール調整が必要。

■ 【想定する経路】

- ・福祉施設 → 与那国診療所 → 与那国空港 → 福岡空港

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・福祉施設 → 与那国診療所 → 与那国空港までの搬送は施設保有福祉車両又は役場車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	付添支援者
<p>在宅 … 家族等または介護関係職 入所者 … 福祉・介護従事者 入院患者 … 医師、看護師または医師が認めた者</p>	<p>【島内・島外（～1次離島）搬送】 介護・福祉関係職または家族:1名</p> <p>※島外搬送アセツト内における付添支援者の配置については別途検討</p>



代表事例（訓練・検討上の想定）	護送2A	搬送手段
<p>【護送2A】 ⇒80代女性、入所、要介護4、車いす（自走式・レンタル）、酸素療法 世帯状況：介護老人保健施設入所中 ADL：立ち上がり、車いす移乗・移動及び全般的に介助必要。 要介護認定：要介護4（障害高齢者の日常生活自立度：B2、認知症高齢者の日常生活自立度：M）</p>	<p>障害等級：なし 疾患病状：認知症（重度）</p>	航空機

※搭乗時における特別な処置等により、現行スポット計画の班内での搭乗が難しい場合は船舶での避難とする。

■ 【想定する必要な配慮、搬送条件】

- ・航空機での座席移動時や緊急脱出時に援助が必要。搭乗標準人数の設定あり
- ・車いすの仕様について搭載可否確認が事前に必要。また、車いす預入手続きにかかる時間を考慮した避難誘導スケジュール調整が必要。

■ 【想定する経路】

- ・福祉施設 → 与那国診療所 → 与那国空港 → 福岡空港

■ 【想定する搬送(輸送)手段】

- ・福祉施設 → 与那国診療所 → 与那国空港までの搬送は施設保有福祉車両又は役場車両

■ 【搬送時の付添い人員等の整理】

基本的な考え方	付添支援者
<ul style="list-style-type: none"> ・医師、看護師、または医師が認めた者 	<p>【島内搬送】 介護・福祉関係職または家族・1名</p> <p>※島外搬送アセト内における付添支援者の配置については、別途検討</p>



航空機避難に係る避難動線について

与那国空港の保安検査のイメージ（案）

訓練用



- ・与那国空港に離発着可能な最大席数のジェット機（B738：定員157席）を運用する場合、既存の保安検査体制で対応可能
(※一般的に1レーンで1時間に150人程度の検査が可能)
- ・増設レーンは、要配慮者等の時間確保及び不測事態対応で準備

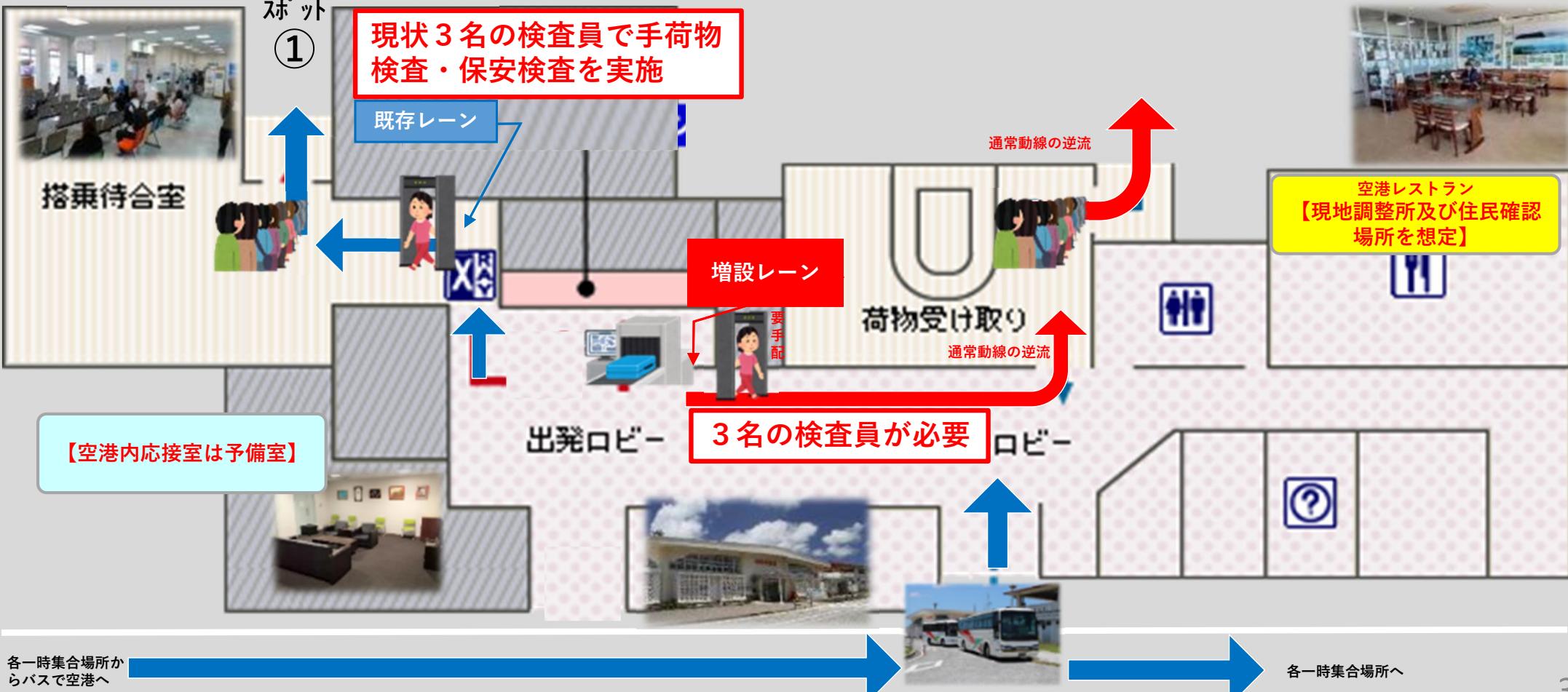
【凡例】赤矢印：レーン増設に伴う動線、青矢印：現状の動線

B737-800



写真：JTAホームページ

小型ジェット機
B738



※本イメージは現在関係者等と検討中の内容であり、今後変更となる可能性がある。

ライフラインの確保・維持について

ライフライン確保・維持の考え方

- 全住民の島外避難を目指すものの、住民が避難している最中は、ライフラインを維持する必要がある。
- 住民が残っていない状況でも、不法入国や巡回（空き巣対策）等のため一定の警察力は維持する必要、また誰がどこまで残るかを確認しておく必要がある。
- ライフラインの現況

種別	事業所	担当人数等	対応の概要
電気	沖縄電力与那国電業所	7名	<p>○燃料570kLを貯蔵、夏場15kL/日消費、単純計算で燃料共有なしで30日程度は稼働可能。</p> <p>○避難指示が出た場合、避難の最終段階までは電力の供給を維持し、最後の避難住民と一緒に職員も避難するため、電気の供給は停止になる見込み。</p>
ガス	J A 与那国支店	19名 ガス担当：2名	<p>○島内のガスは、プロパンで供給しており、交換作業を現地職員が実施使用状況を那覇でリモート監視。</p> <p>○避難指示が出た場合、住民の避難と同様に職員も避難することとなっており、ガスの供給は停止になる見込み。</p>
水道	町役場	担当者数名	<p>○給水量2,500m³/日、貯水量1,500トン、ただし、停電した場合、給水に支障をきたすため、12h～24h後には完全断水となる。</p> <p>○非常用発電機の燃料供給が出来れば、給水は継続できる見込み。</p>
通信	NTT KDDI	無人	<p>○通信設備は無人で維持されており、電気の供給が止まれば遮断される。</p> <p>○衛星電話、トランシーバーで対応</p> <p>○衛星インターネット（スターリング）で対応</p>

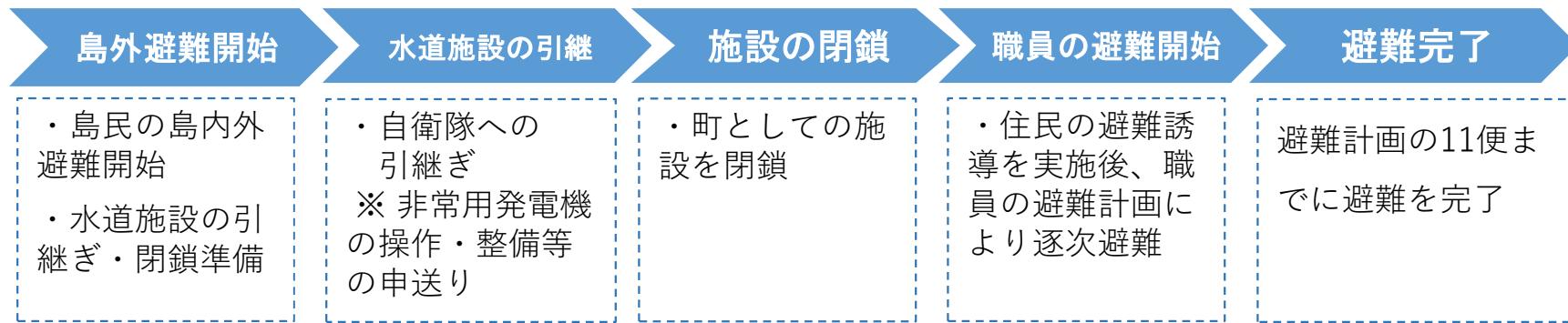
対応の方向性（案）

- 住民の避難状況に関わらず、警察力等の維持のため、必要最低限のライフラインの確保・維持は必要。
 - 水道の供給には電気が必要。電気の供給のためには、燃料の供給が必要。
 - 通信手段は移動基地局の応援や衛星の活用等、多重化方策を自然災害の事例等を参考に進める。
- ※上記事項を踏まえ、住民の避難の最終段階まではライフラインの維持に努める必要がある。

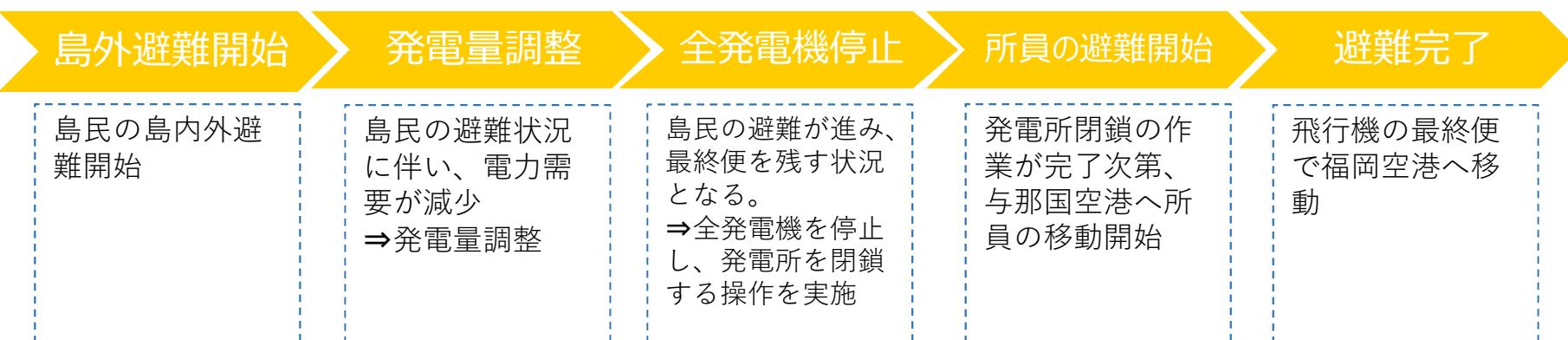
○ 与那国町まちづくり課（水道）の体制について

与那国町まちづくり課は、課長以下6名で、土木・道路・港湾・環境衛生・建築及び水道行政を実施。簡易水道事業は、実質1名で担当しており、災害時には課を上げて対応

○ 避難完了までの流れ ※水道施設の自衛隊への引継ぎ、住民の避難誘導を実施後、職員の避難計画により避難。



○ 与那国電業所における避難完了までの流れについて



※全島民避難が前提のため、原則、供給支障事故の復旧作業、個別停電の故障対応は行わない。

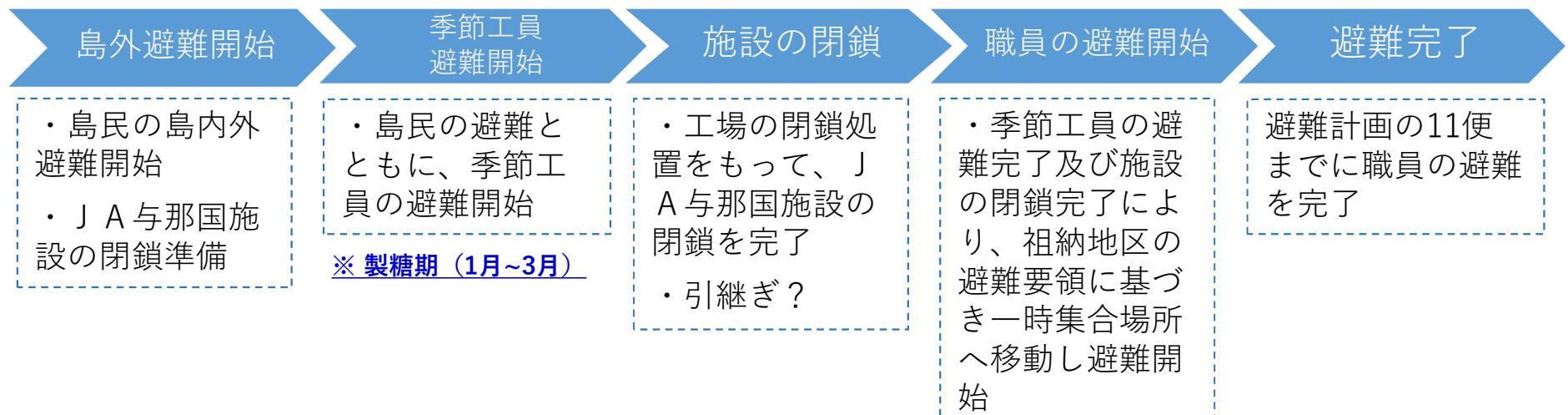
※本資料は沖縄県国民避難訓練における一つの当社対応を想定したものであり、確定したものではない。

○ JAおきなわ与那国支店の体制

J Aおきなわ与那国支店は、支店長以下19名で、共済・営業・ガス部門及び製糖課（製糖工場）を運営。製糖期の与那国製糖工場は、約80名の季節工を採用し工場を稼働させている。

○ 与那国支店の避難完了までの流れ

※住民の避難とともに職員も避難するため、燃料（ガス）の補充等は行われない。



※ 本資料は沖縄県国民避難訓練における当支店の対応を想定したものであり、確定したものではない。

職員等の配置について

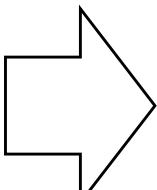
令和7年7月現在

職員配置の方針

- ▶ 町国民保護計画の各班の役割に基づき、各所に職員を配置
- ▶ 消防団員や駐在員（警察官）は、島外からの応援が必要となるため、不足する人員を試算し、関係機関との調整が必要
- ▶ 避難の初期段階、最終段階に分け、配置数を試算

与那国町職員数	
総務課	12
企画財政課	6
長寿福祉課 (保育所を含む。)	17 (9)
まちづくり課	6
産業振興課	6
空港課	4
出納室	3
議会事務局	1
教育委員会	10
合計	65

※ 会計年度職員・学校職員含まない。



町国民保護対策本部	
対策本部長	町長
対策本部副本部長	副町長
総務対策班	21
福祉保健対策班 (診療所を含む。)	23 (6)
産業対策班	17
教育対策班	10
合計	74

《その他関係者》

- ・消防団 : 18名（うち、16名役場職員）
- ・税関監視所 : 1名
- ・警察官 : 2名
- ・沖縄電力 : 7名
- ・農業協同組合 : 19名（うち、ガス係2名）
- ・JALカーニバル沖縄 : 18名
- ・八重山ビル管理 : 3名（空港保安検査）

【与那国町】住民避難に係る職員等配置（案）～初期配置案～

訓練用

	場 所	役場職員	診療所	県警察	他機関	
役場対策本部	役場会議室	10		開	開	
東自治公民館（東一組）	与那国中学校体育館	① 5 12:40～15:40		係	係	住民確認場所を 与那国中学校とす る
〃（東二組）		② 5 13:50～16:50		機 関	機 関	
西自治公民館（西一組）		① 5 15:00～18:00		と と	と と	
〃（西二組）		② 5 16:10～21:30		要 要	要 要	
〃（西三組）		① 5 18:30～20:20		調 整	調 整	
嶋仲自治公民館（西五組）		② 2 17:20～19:10	(2組10名で対応)			
久部良自治公民館（北組）	久部良小学校体育館	② 5 08:00～10:40		一	一	
久部良自治公民館（南組）		② 5 09:10～11:50		一	一	
比川自治公民館	離島振興総合センター	① 5 06:50～08:20		一	一	

久部良魚港・祖納港 4 船舶使用の場合は、福祉要員を充てる

与那国空港 9 誘導員等：6

交通規制箇所

福祉施設・在宅要配慮者 12 6 要配慮者の避難に係わる調整・支援

広報車による広報

避難完了確認

五在金當五石昌昌昌昌

合計 45

八上·基础篇 例题精讲 例题精讲

项目	仪场职员	他僕役	佣丐
随葬品组数	1-2		随葬品组数

	役場職員	他機関	備考
避難先役所	10		避難住民受入れ・対策本部との連絡調整
避難先空港	5		バス等への誘導等
避難先港	3		船舶への誘導等（石垣）
避難施設	2		石垣市内待機場所（石垣）
合計	20		

※ 避難先役所及び避難先空港：避難開始前に配置を検討

※ (石垣) は、石垣経由で避難の場合

【与那国町】武力攻撃予測事態に係る島内残留可能性数（試算）

訓練用

関係機関の職員数（平時）

R6年11月現在

	役場職員	消防団員	空港職員	JAL スカイ	八重山ビル	駐在員	医療関係者	公民館関係者	水道管理	電力関係者	給油所関係者	船舶関係者	運輸関係者	畜産関係者	JA関係者	合計
与那国町	70	2	6	18	3	2	6	5	(1)	8	2	2	5	42	20	192

※消防団員、18名中役場職員16名
 ※水道管理は、役場職員を兼ねる。
 ※空港職員は、9名中役場職員3名
 ※JALスカイは、実員
 ※八重山ビル管理は、保安検査員
 ※駐在員は、現員
 ※医療関係者は、医者及び看護師数

※公民館関係者は、公民館数
 ※電力関係者は、実員
 ※給油所関係者は、会社数
 ※船舶関係者は、船会社数で試算
 ※運輸関係者は、会社数
 ※畜産関係者は、畜産農家数
 ※JA関係者は、職員数

【与那国町】武力攻撃予測事態に係る島内残留可能性数（試算）～避難初期段階～

国民保護に係る試算（有事に係る島内残留可能者数）

R6年11月現在

	役場職員	消防団員	空港職員	JAL スカイ	八重山ビル	駐在員	医療関係者	公民館関係者	水道管理	電力関係者	給油所関係者	船舶関係者	運輸関係者	畜産関係者	JA関係者	合計
与那国町	50	2	6	18	3	—	6		(1)	8		2	4			99

1 役場職員、警察官、エッセンシャルワーカー等の最終避難

（1）役場、その他施設の閉鎖対応

【閉鎖対応が必要な施設】

町役場、診療所、教育施設（小中学校等）、各公民館、空港（管理業務、保安業務）、

（2）その他必要な業務等の対応を行い、最終便で避難

※必要な業務については、引き続き検討が必要

【与那国町】武力攻撃予測事態に係る島内残留可能性数（試算）～避難最終段階～

国民保護に係る試算（有事に係る島内残留可能者数）

R7年6月現在

	役場職員	消防団員	空港職員	JALカニア	八重山ビル	駐在員	医療関係者	公民館関係者	水道管理	電力関係者	給油所関係者	船舶関係者	運輸関係者	畜産関係者	JA関係者	合計
与那国町	5		6	18	3	—				8			5			45

2 自衛隊への引継ぎ（最終避難の支援、エッセンシャル業務の引継ぎ等）

（1）空港管理業務（空港職員）

- ・離発着時の消防体制（2両・6名）
- ・非常用発電：空港の灯火のみ（ターミナルは無し。）

（2）空港保安業務（JALカニアボート与那国空港所）

- ・グランドハンドリング：住民の避難が終了すれば必要はない。
- ・最終便（R A C便）のドアの閉鎖：中からも可能

（3）警備業務（警察）

今後検討

（4）電力業務

現行法上は厳しい。

避難完了に係る確認方法等について

避難完了に係る確認方法等について（案）

目的

○避難完了は、**住基台帳に記載のある住民**が避難したか、観光客や短期的な仕事等に係る入域者など**住基台帳に記載がない方**が避難したかを本町で確認し、沖縄県へ報告する必要がある。

そのため、どのような方法で残留住民（入域者含む）の確認を行い、どのような手段で沖縄県へ報告するのかを整理することとする。

確認方法（案）

○避難計画による集合時間・離島（離陸）時間を基に巡回時間を設定

○一時集合場所において、事前に作成した名簿（地区ごとの航空機の配席を別に一定程度作成済み）により避難住民（残留住民）を確認する。

○地区単位（比川・久部良・祖納）ごとに役場職員等（消防団、警察含む）にて残留住民がいないか巡回を行い、避難の呼びかけを実施する。

⇒一時避難所での残留住民の情報を基に住家を確認

⇒住民自ら（避難開始時）又は役場職員等（巡回時）により避難完了の目印を施し、避難済住家を確認する。（**空き家の把握**）

例：タオル、ハンカチ等を玄関に掲げる。（白色タオル運動：山梨県都留市、黄色いハンカチ等による安否確認：神奈川県秦野市）を参考に検討

※住基台帳に記載があるが、避難指示の時点で既に島外にいる方などの把握は、該当者本人からの申告が必要。

※自衛隊員は引き続き島内に残ることが想定されるため、与那国駐屯地と連携して該当者を名簿から差し引く必要がある。

○入域者については、宿泊施設（民宿等）へ確認するとともに「入域者名簿」を作成のうえ各地区の一時集合場所で把握する。

○残留意思の可能性がある住民については、役場職員等（残留住民と関係性を考慮した方を含む）が個別訪問して説得を行う。

○作成した名簿（入域者名簿含む）にすべてチェック（避難済・自衛隊員・既に島外）された状態で町対策本部長に報告し、当該名簿と最終便に搭乗する職員等の名簿を合わせて、沖縄県に「避難完了」を報告（メール又はFAX）する。

避難完了確認のための巡回（案）

※避難計画による集合時間・離島（離陸）時間を基に巡回時間を設定

7:00～8:30
比川集落巡回
(67世帯：98名)



9:00～13:00
久部良集落巡回
(438世帯：673名)



14:00～19:00
祖納集落巡回
(554世帯：923名)



20:00
町対策本部長へ報告

残留住民への対応（案）

一時集合場所において
事前に作成した名簿で
残留住民を確認



役場職員、警察等



役場車両等
により輸送

一時集合場所



町保有バス等
により輸送

与那国空港

搭乗可能な運航ダイヤを考慮、町対策本部等と連携し一時集合場所に寄ることなく空港へ輸送する選択肢を残す。

ペット・家畜等の取扱いについて

ペットの取扱いについて①（案）

訓練用

現状・課題

- 与那国町国民保護計画等にペットの避難に関する記載なし。
- ペット（家庭動物）が家族の一員として扱われるようになってきており、住民避難が最優先され家庭動物の島外への避難が容易ではない場合においても、住民の意向に応じ家庭動物も避難できる体制整備が必要
- 自然災害においては、環境省がガイドラインを出しており、同行避難を基本的な考え方としている。
- 他方、主な島外避難の手段である航空機では同行避難は不可としている。
(※最大運航することを目的に貨物室は使用しないことを想定しているため。)

町内の飼育状況

- ・ 犬：84頭（R5年度末狂犬病予防接種総登録総数）
※ 6.10時点確認できている登録数：77頭、6年度狂犬病予防接種数：57頭、
- ・ 猫：110頭 ((一社)ペットフード協会全国犬猫飼育実態調査資料から算出 令和7年の飼育数は横ばい傾向)

基本的な考え方

1. 島外避難に向けた事前の備え

域内の家庭動物の飼育状況を確認、把握する

（犬猫等の域内での飼育世帯・頭数の概数把握と、飼育状況（屋内飼育か、しつけ状況、多頭飼育等）の把握）

適正飼養の推進（マイクロチップ装着、不妊去勢手術、ケージでの飼育に慣らす等）ゲージの準備・購入

飼養物資の確保及び備蓄（動物種別やサイズにより必要な設備・物資が異なるため、飼い主による準備が望ましい）

2. 島外避難時の対応

受入先の確保が必要

輸送手段の確保が必要（飼い主と同行避難するか、飼い主と別に輸送するかも含め要検討）

※避難対象者への丁寧な説明（不公平感を持たれないよう、家庭動物を飼っていない避難者にも要説明）

3. 島内に残された家庭動物の取扱い

何らかの理由で飼い主が家庭動物を島内に残す場合には、以下対応が必要

（1）飼い主の意向確認、残される家庭動物の把握

（2）残された家庭動物の屋外への逸走防止対策と給餌・給水の手段の確保

（3）飼養保管場所への輸送計画の策定（「誰が」「いつ」「どうやって」輸送するか）

参考：人とペットの災害対策ガイドライン

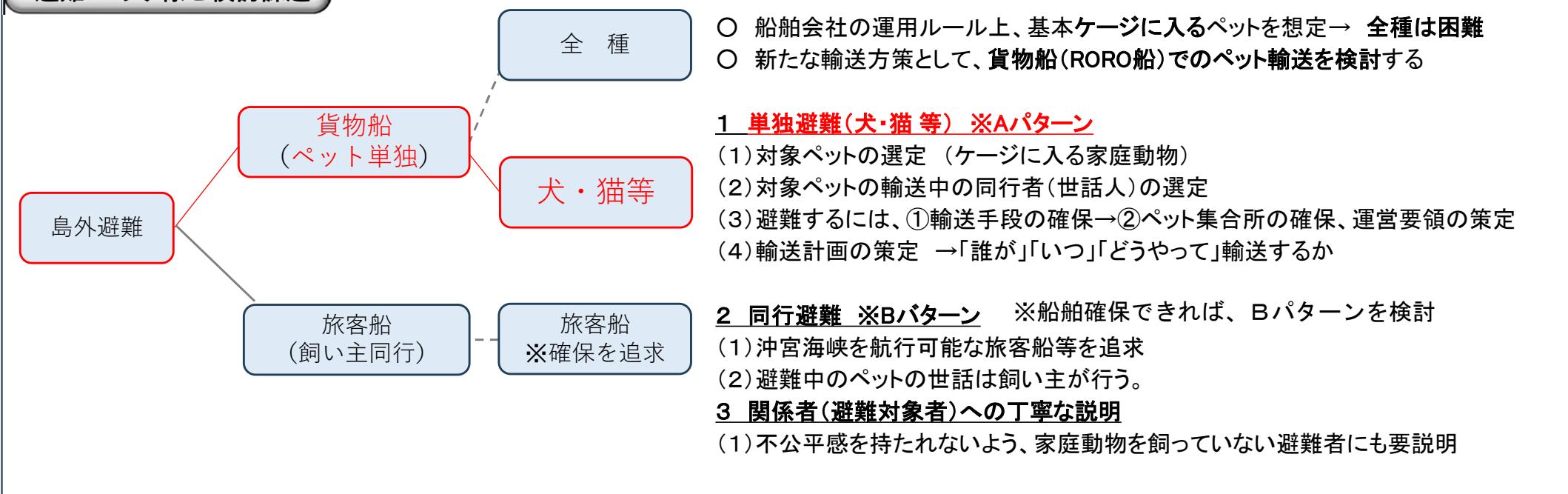
【参考：住民との意見交換におけるご意見】

- ・ ペットも家族の一員であるため、置いて避難できないという人もいると思う。
- ・ 受け入れ先にもこのような議論を行っていることを発信し、受け入れてもらえる環境整備を促進して欲しい。

ペットの取扱いについて② (案)

訓練用

避難のあり様と検討課題



飼い主への周知

- 住民避難を最優先としつつ、事態発生時や平時における飼い主への周知方法をどうするか。

※テレビ、ラジオ、インターネット等により呼びかけるとともに、関係団体等への通知、パンフレットの作成・配布を行う。（右図のような環境省作成のパンフレット等を参考にして国民保護版のパンフレットを作成し配布することも一案）

ペットを飼っている皆さまへ

–災害時のペットとの同行避難について–
災害時、あなたとあなたの大事なペットを守るために、
いま、できることを考えましょう

飼い主がいま、やるべきことは？

- ワクチン接種や寄生虫の駆除など、健康面のチェックを
- 最低限のしつけや、ケージに慣らす訓練、マイクロチップなどによる所有明示を
- 住宅の災害対策や、フード、トイレシートなどのペットの避難セットの準備を
- ペットの受け入れ対応を含め、事前に避難場所の確認を

もし被災してしまったら？

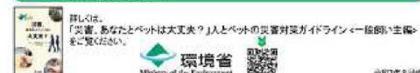
- 災害時にはペットを落ちさせ、迷子にさせないよう注意して、ペットとともに同行避難を

自治体の避難指示等には従う必要があります

ペットが理由で避難しないことは、自分の安全を脅かすことにつながりますので、ペットと一緒に同行避難をしましょう

メモ

同行避難とは、避難所までの距離(行路)のことをいいます
避難所で、ペットと共にスペースで過ごすことなどの「同行避難」を指すものではありません



家畜の扱いについて（案）

現 状

- 与那国町国民保護計画等に家畜の避難に関する記載なし。
- 避難のための輸送力が限定されると想定されることから、住民避難が最優先であること、家畜の受入先や輸送手段の確保が必要なことを踏まえると、家畜を島外へ避難させることは現実的ではない。

町内飼養状況（R6末 沖縄県畜産統計参照）

- | | | | |
|---------|-------|-------|------|
| ・牛の農家数 | ： 29戸 | ・総頭数： | 772頭 |
| ・豚の農家数 | ： 1戸 | ・総頭数： | 8頭 |
| ・鶏の農家数 | ： 4戸 | ・総頭数： | 55頭 |
| ・馬の農家数 | ： 31戸 | ・総頭数： | 186頭 |
| ・山羊の農家数 | ： 19戸 | ・総頭数： | 100頭 |



現在の対応案

原則として放れ畜防止の観点から家畜が農場外に逃げないようにして避難とされていることを踏まえ、課題を検討

- ・放牧してはどうか。（R5年：与那国町住民からの意見）
 - 東日本大震災の時は、住民避難を最優先として家畜の避難先の検討などは時間的に行えなかった。その結果、放れ畜が生じ、緊急車両と交通事故を起こすなどの二次的な被害が発生している。

【R6年：畜産関係者からの聞き取り】

- ・馬のみであり受け入れは厳しい。
- ・餌の問題もあり受け入れは厳しい。
- ・餌の関係により組合員も5頭で制限。
- ・家畜を繋いで避難は出来ないし、避難する場合は放すしかない。

○畜産部会からの意見

(町施策として)

- ・有事（災害）の対応として、給餌、水飲み場を整備し、放牧受入れの体制整備が必要
- ・家畜をどうやって運搬するのかも検討してもらいたい。

※ 牧場へ集約した放牧は厳しい。

今後の検討課題

- 住民避難を最優先としつつ、事態発生時や平時ににおける畜産農家の周知方法をどうするか。
 - ※ テレビ、ラジオ、インターネット等により呼びかけるとともに、関係団体等への通知、農家向けパンフレットの作成・配布を行う。
- 東日本大震災の福島県の例を踏まえると、放れ畜防止の観点が重要であるが、放牧する場合、放牧場敷地外への侵入を防止できるか。
 - また、長期避難における生存環境の確保は可能か。
 - ※ 国及び県の検討状況を注視し、引き続き関係者と調整を図る。
- 一般的に豚や鶏は、衛生的な観点から別の農場に緊急に移動することのハードルは高いが、移動や受入れの余地はあるか。
 - (例：豚コレラや鳥インフルエンザ)
- 島内輸送を行う能力があるか。

広報・意見交換会について

過去の実績

☞現在、避難実施要領を下記の内容で町のHPにおいて公開中

与那国町避難実施要領

公開日 2023/04/04

「武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律」（国民保護法）第61条において、市町村長は、避難の指示があったときは、避難実施要領を定めることとされている。避難実施要領は、避難誘導に際して、避難の実施に関する事項を住民に示すとともに、活動に当たる様々な関係機関が共通の認識のもとで避難を円滑に行えるようにするために策定するものです。

○与那国町避難実施要領パターン

[与那国町避難実施要領-圧縮\[PDF：2.04MB\]](#)

○警報が発令されたら

https://www.kokuminhogo.go.jp/pdf/hogo_m_04.pdf

○国民保護に係る警報のサイレン音

警報が市町村から住民に伝達される際には、武力攻撃新しいウィンドウで外部サイトを開きますが迫り、又は現に武力攻撃が発生したと認められる地域に当該市町村が含まれる場合には、原則としてサイレンを使用して注意喚起が図られることとなっています。政府は、平成17年7月、国民保護に係る警報のサイレン音を決定しました。

<https://www.kokuminhogo.go.jp/arekore/shudan.html#siren>

☞令和5年度沖縄県国民保護共同図上訓練の内容を町のHPにおいて公開中

公開日 2024/08/14

令和5年度沖縄県国民保護共同図上訓練において策定した国の避難措置の指示・沖縄県の避難の指示・与那国町の実施要領について

今後の方針性、あるべき姿

- 避難要領の概要についての広報内容から、「令和8年度沖縄県国民保護共同実動訓練」を機に、より踏み込んだ内容にするかを検討

住民意見交換会・アンケート（過去実績含む）

訓練用

過去の実績

実施日	地区	場所	参加者数	備考
令和5年9月11日（月）	祖納	祖納地区構造改善センター	20	アンケート実施
令和5年9月28日（木）	祖納	祖納地区構造改善センター	17	アンケート実施
令和5年10月1日（日）	久部良	久部良多目的集会施設	18	アンケート実施
令和5年10月9日（月）	比川	比川多目的集会施設	30	アンケート実施
令和6年8月2日（金）	比川	離島振興総合支援センター	30	アンケートなし

今後の方向性、あるべき姿

- 「令和8年度沖縄県国民保護共同実動訓練」終了後、あらためて開催を検討

過去の実績

① 令和6年8月2日(月)1300～1700 与那国町構造改善センター(祖納地区)

○参加機関等

内閣官房事態室・消防庁・沖縄県・与那国町

○現地関係機関等

陸上自衛隊与那国駐屯地、沖縄地区税關与那国監視所、石垣海上保安部与那国駐在、八重山警察署与那国駐在、
沖縄電力与那国支店、JA与那国支店、JALスカイエアポート沖縄(株)与那国空港、日本トランスオーシャン航空(株)、与那国郵便局、
(資)福山海運、最西端観光(株)

② 令和7年4月8日(火)09:00～10:00 与那国町活性化施設(鳩仲自治公民館・祖納地区)

○避難先自治体:佐賀県 山口知事、三角危機管理・報道局副局長

○避難元自治体:与那国町 糸数町長、崎元議長、大宜見副議長ほか

○現地関係者:杉本 与那国町商工会会長、大嵩 与那国町観光協会会長、嵩西 与那国町社福祉協議会会长 ほか

③ 令和7年7月14日(月)1300～1700 与那国町活性化施設(鳩中自治公民館・祖納)

○参加機関等

沖縄県・与那国町

○現地関係機関等

陸上自衛隊与那国駐屯地、沖縄地区税關与那国監視所、石垣海上保安部与那国駐在、八重山警察署与那国駐在、
沖縄電力与那国支店、JA与那国支店、JALスカイエアポート沖縄(株)与那国空港、日本トランスオーシャン航空(株)、与那国郵便局、
(資)福山海運、最西端観光(株)

今後の方向性、あるべき姿

○「令和8年度沖縄県国民保護共同実動訓練」実施前又は終了後に、あらためて開催を検討

現地関係機関意見交換会（過去実績含む）

訓練用

過去の実績 佐賀県との連携

時 期	訪問先等	概 要
R6.9.17	糸数町長が佐賀県庁を訪問	山口知事へ受け入れ表明に対するお礼と佐賀県と与那国町の今後の連携などについて意見交換
R6.10.16～17	佐賀県防災担当職員が与那国町を訪問（2名）	与那国町避難関連施設の視察及び関係機関担当者と交流等について意見交換
R7.2.12	佐賀県、佐賀市及び鳥栖市防災担当職員が与那国町を訪問（8名）	与那国町避難実施要領の説明、避難関連施設の視察及び関係機関担当者と交流等について意見交換
R7.4.7～8	山口知事が与那国町を訪問	町長以下職員との意見交換、島内のご視察及び町内関係団体会長等と交流等について意見交換
R7.5.20～21	与那国町職員が佐賀県、佐賀市及び鳥栖市を訪問	佐賀県、佐賀市及び鳥栖市の避難関連施設の視察と担当者等との意見交換を行い、今後の避難計画策定に向けた連携と与那国町との交流促進に向けた意見交換を行った。
R7.9.5	上地町長が、山口知事と電話会談	上地町長就任後、山口知事と電話会談を行い、今後の相互交流などについて意見交換
R7.11.25～26	上地町長が、山口知事、佐賀市長、鳥栖市長を表敬訪問	山口知事、坂井佐賀市長、向門鳥栖市長との意見交換、施設の確認等を行い、「顔の見える関係」を目指す方向で多面的な交流を進めていくことで一致

今後の方針性、あるべき姿

- 令和11月に本年8月に就任した上地町長が佐賀県を訪問し、山口知事、坂井市長（佐賀市）、向門市長（鳥栖市）を表敬、より深化した「顔の見える関係」構築を目指す方向で一致、国民保護の観点だけでなく、人的、経済的、幅広な交流促進を含め、あらゆる分野での関係性を深めていく。



R6.9.17 山口知事を表敬訪問



R7.4.7 山口知事与那国町役場を訪問



R7.4.8 町関係団体会長等と意見交換



R7.11.25 佐賀県（佐賀市・鳥栖市）を訪問